

伊平屋村定住促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊平屋村定住促進条例(平成25年条例第7号以下「条例」という。)施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請の手続き)

第2条 条例第4条の規定による、結婚祝金を受けようとする者は、結婚祝金給付申請書(第1号様式)に婚姻届出受理証明書及び住民票謄本並びに完納証明書を添えて、村長に提出しなければならない。

2 条例第5条の規定による出産祝金を受けようとする者は、出産祝金給付申請書(第2号様式)に住民票謄本並びに完納証明書を添えて、村長に提出しなければならない。

3 条例第6条の規定による新築住宅祝金を受けようとする者は、新築住宅祝金給付申請書(第3号様式)に住民票及び建物登記簿謄本並びに完納証明書を添えて、村長に提出しなければならない。

4 条例第7条の規定による入学祝金を受けようとする者は、入学祝金給付申請書(第4号様式)に住民票及び在学証明書等並びに完納証明書を添えて、村長に提出しなければならない。

5 条例第4条から第7条に規定されている各祝金を受けようとする者は、祝い金要件確認票(第5号様式)を各申請書に添付しなければならない。

(祝金の支給額)

第3条 前条第1項、第2項、第3項及び第4項に規定する祝金の支給額は、次のとおりとする。

- (1) 結婚祝金 5万円
- (2) 出産祝金 第1子：10万円 第2子以降：20万円
- (3) 新築住宅祝金 50万円
- (4) 入学祝金 小学校：8万円 中学校：10万円 高校：20万円

(支給の決定及び通知)

第4条 村長は、前条の規定による祝金の給付申請書の提出があり、支給を決定した場合は祝金支給決定通知書(様式第5号)を申請者に交付する。

(支給の時期)

第5条 祝金の支給は、祝金支給決定通知書交付後1箇月以内に支給する

(返還)

第6条 村長は、条例第11条の規定に基づき祝金の受給者に返還を命ずる場合は、祝金返還通知書(様式第6号)により通知する。

(委任)

第7条 この規則に定めるものの他必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

付則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

付則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。